

「2014年度最低賃金行政に関する 山形労働局要請行動」を実施

2014年度山形地方最低賃金審議会の審議開始を前に、山形県最低賃金の実効ある水準への改善をはかるため、7月3日山形労働局に要請行動を行いました。



要請にあたっては、**連合山形構成組織・県民の皆様から頂いた3万筆を超える署名を山形労働局長（代理：大根労働基準部長）へ手交し**、大泉会長より要請の主旨と最低賃金引き上げに対する県民の強い思いを訴え、その後意見交換を行いました。

構成組織役員の皆様、組合員の皆様からは大変忙しい中、多くの署名を頂いたことに感謝申し上げます。

- 出席者**
- 【連合山形】** 大泉会長、熊澤副会長（最低賃金対策委員長）、森事務局長、舘内副事務局長、柏木組織広報部長
 - 【山形労働局】** 大根労働基準部長、高橋監督課長、壽賀賃金室長、阿部企画室長補佐、伊藤地方賃金指導官



要 請 文

2014年7月3日

山形労働局長
森田 啓司 殿

日本労働組合総連合会
山形県連合会
会 長 大泉 敏男

2014年度最低賃金行政に関する要請書

日頃の労働行政の取り組みに敬意を表します。

さて、県内経済は一部で消費税引き上げの影響がみられるものの、回復に向かっていると言われておりますが、県内労働者の多くは、物価上昇などの負担だけがのしかかり、景気回復を実感するには至っておりません。

働く者を取り巻く状況を見ると、雇用者に占める非正規労働者の比率は過去最高の38.2%に達しており、年収200円以下のワーキングプアと言われる層は1,100万人に迫る状況にあります。

県内の雇用情勢を見れば、有効求人倍率は1.1%以上で全国平均よりも高水準となっておりますが、そのうちの正規雇用の倍率は50%程度であり、雇用のミスマッチも発生しております。

このような中、最低賃金と同程度の時給で働く労働者は、家計補助者から自分自身の収入で生活をまかなう「大黒柱」的な家計維持者へシフトしてきております。

山形県の最低賃金は時給665円、年間2,000時間働いても年収は130万円程度でワーキングプアをも下回っており、この額では、家族を支えられるどころか、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことなど到底できるわけがありません。

また、このような人たちの多くが労働組合の無い職場で働く非正規労働者であり、労使交渉の機会も無く、自らの労働条件の決定には関わらず、不当な低賃金を強要される場合も少なくありません。

最低賃金制度は、非正規労働者の増加とそれに伴う低賃金層の拡大により、賃金の最低限を保障するセーフティネットとしての役割は、ますます大きく重要なものとなっております。デフレ脱却へ向けて経済の好循環へ繋げていくためには、最低賃金の適正水準への引き上げが必要であります。

連合山形は、このような現状を踏まえ、山形県の最低賃金の大幅引き上げや法の遵守について広く県民に訴え、理解を求める署名運動を行った結果、3万筆を超える署名が集まりました。

この署名を、県民の声として重く受け止めていただき、山形県の最低賃金を実効ある水準へ改善するため、下記の点について、積極的な対応を要請いたします。

記

1. 山形県の地域別最低賃金を早期に800円へ引き上げること。
2. 基幹的労働者にふさわしい特定（産別）最低賃金の水準を確保すること。
3. 使用者側に対し、最低賃金法の遵守を徹底すること。